

年金を受給している方の年金関係手続

生年月日が昭和33年4月1日以前の方の資格

年金を受給している方の資格取得時と資格喪失時の年金関係手続についてまとめました。どのような手続が必要か参考にしてください。

就職時（組合員資格取得時） 再就職届

再就職届の目的

▶ 再就職後の標準報酬月額を基に支給する年金額を再計算します。

手続方法

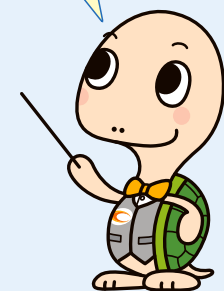
対象者	公務員共済組合の年金証書をお持ちの方（63歳以上の方）※
提出時期	資格取得の手続時
提出書類	●「年金受給権者再就職届書」（様式は各所属所にあります。） ●「年金証書（原本）」 ※紛失した場合は、その旨をメモ等でお知らせください。
提出先	各所属所
年金証書の返却	提出された年金証書は再就職手続終了後に公立学校共済組合本部より返却されます。返却までは3～4か月かかります。

※年金請求をされていない方は、送付済の請求書により請求手続を行ってください。

年金証書の例 … 公立学校共済組合の年金証書



この年金証書をお持ちの方は再就職届の提出が必要です。



日本年金機構が発行した年金証書のみをお持ちの方はこの手続は不要です。



取得時と資格喪失時の年金関係手続について

退職時（組合員資格喪失時） 退職改定請求

退職改定請求の目的は二つ

- ▶ 老齢厚生年金決定時（または65歳時）以降の組合員期間を年金額に加算します。
- ▶ 在職による年金の支給停止を解除します。

手続方法

対象者 63歳以上で資格喪失される方

請求書類の入手方法

再任用フルタイム勤務の方	4月1日に資格喪失する方	年金担当より2月下旬ごろに所属所宛てに請求書類を送付します。年金担当への個別連絡は不要です。
	上記以外の方	
臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員）の方		年金担当へご連絡ください。請求書類を送付します。

提出先 年金担当へご提出ください。

ねんきん基礎知識

年金手続は追い越し禁止!?

年金の手続は順を追って行う必要があります。たとえ在職中は支給停止でも年金請求は随時行いましょう！3月末に退職する方の退職後の年金支給は、着実に手続をしていたカメさんの場合は8月上旬ごろとなります。

昭和31年8月10日生まれのウサギさんとカメさんの場合 定年退職時から続けていた再任用フルタイムを令和2年度末で終了し、令和3年4月からは就職しない予定

62歳（平成30年度）特別支給の老齢厚生年金請求

令和2年度末退職改定請求



在職中は年金が支給されないし、退職したら全部やろう。



えっ、まとめて手続できない!? 62歳の手続から順番にやる分、年金が支払われるまで時間がかかるのか!



年金の請求書がきた。添付書類をつけて誕生日が過ぎたら提出しよう!



62歳のときに請求書を提出したから、退職時の手続は改定請求書1枚で簡単だね。請求書をきちんと提出すれば令和3年8月上旬までに年金が支給されるんだね。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828